

○ 令和5管理年度知事管理漁獲可能量について

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における同項に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年3月10日

沖縄県知事 玉城 康裕

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

0.1 トン

2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|-----------------|-----------|
| 沖縄県くろまぐろ（小型魚）漁業 | 0.1 トン |

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

147.0 トン

2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | 留保枠 |
|-------------------|-----------|---------|
| 沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業 | 132.3 トン | 14.7 トン |
| 前期（4月1日から同年7月31日） | 131.3 トン | 13.7 トン |
| 後期（8月1日から翌年3月31日） | 1.0 トン | 1.0 トン |